

住宅用火災報知器の設置は「義務」 火災報知器で火事の被害を防ぎましょう



どこに設置したらいいの？

1. 寝室
2. 寝室のある階の階段部分

寝室や階段部分への設置は義務です。「煙感知器」

タイプの報知器を設置しましょう。栃木市では、台所への設置は任意ですが、火災の予防に「熱感知器」タイプの報知器を設置しましょう。

どこで購入したらいいの？

近くのホームセンターや電気店などで購入できます（価格はメーカーや種類・機能によって異なります）。

※訪問販売に注意 消防職員が訪問して販売することは一切ありません。

設置したらそのままいいの？

定期的な点検や交換などの維持管理が必要です。

定期的な作動確認

点検ボタンを押すか、点検ひもを引っ張り、定期的に作動確認をしましょう。

「春秋の火災予防週間の時期」のように、時期を決めて行いましょう。

古くなったら交換

火災警報以外の警報が鳴った場合は、本体の故障か電池切れです。警報機本体または電池を交換しましょう。



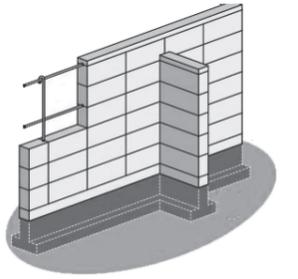
10ねんたったらとりカエル。

設置から10年以上経過している場合、本体内部が劣化して、火災を感知しにくい場合あります。本体の交換をお勧めします。

問合せ先 市消防本部予防課 ☎(22)0072

ブロック塀・石塀は安全ですか？

大阪府北部を震源とする地震において、ブロック塀・石塀の倒壊により人命にかかわる大きな事故が発生しました。ブロック塀・石塀等の倒壊は、歩行者の生命を脅かすだけでなく、災害救助活動や消防活動の妨げとなります。既存のブロック塀・石塀の倒壊を未然に防止するため、安全確認・安全対策をお願いします。 ※塀等の基準の詳細は、市ホームページをご覧ください。



問合せ先 建築課 ☎(21)2441

楽しくがんばる農家の皆さんへ 直売所への出荷経費の補助をはじめます



農家の皆さんを応援するため、直売所への出荷に要する経費の一部を補助する「直売所出荷農家流通支援補助金」を始めます。

- 対象** 市内在住の方で、栃木市直売所連絡協議会に加入している直売所に農産物および加工品を出荷する方（工芸品等は除く）
 - 補助金額** 直売所における販売手数料相当額の5%
 - 対象期間** 4月1日～平成31年3月31日
 - 申請方法** 申請は、直売所が上半期分（4月～9月分）と下半期分（10月～3月分）の2回に分けて行います。詳しくは問合せ先へ。
 - 交付時期** 上半期分は10月頃、下半期分は4月頃に市から対象者に直接交付。
- 問合せ先 農業振興課 ☎(21)2383

「バレなければやってもいい？見つかっても買取りばいい？ちがうよね。お店の人は、売上金で生活したり、従業員に給料を払ったりしています。万引きする人がいると、その売上金が減ってしまいます。品物を作った人も悲しみます。遊び感覚で万引きしないで。強い心を持って下さい。万引きは窃盗という犯罪です（刑法第235条）。」【栃木県警察・社会のルールを守ろう！】

「お金がない」「がまんできない」「友達関係をこわしたくない」「悪いと思わない」「寂しさを紛らわしたい」などの心理から、子どもたちが万引きに手を染めたり、繰り返したりしてしまうことがあります。いよいよ夏休み。学校から離れた子どもたちは、家庭や地域においてこの時期ならではの貴重な体験をたくさん積んでくれることと思います。しかし、やもすると子どもたちの気もゆるみがちになり、様々な誘惑に負けやすい時期でもあります。

栃木県警察の本県における万引きに関する統計（平成28年中）によると、小学生（男10人・女1人）、中学生（男33人・女4人）、高校生（男58人・女10人）が検挙・補導されています。検挙・補導された少年の人数は減少傾向でも、万引きの占める割合は上昇傾向にあるとのことです。

万引きを他人事と考えず、日頃から子どもとのコミュニケーションを大切に、家庭に安らぎを感じさせながら誘惑に負けない強い心を育てましょう。子どもたちが笑顔で堂々と胸を張って過ごす人生を送らせてあげたいものです。

生涯学習課 ☎(21)2490

Happy子育て69
万引きは絶対させない！

相談業務の案内

相談は無料で秘密は厳守します。気軽にどうぞ。市内の方であれば、どの窓口でも相談できます。

相談	日時	場所/問合せ先
○弁護士相談（事前に要予約） （弁護士が法的な見解等を助言）	8月10日(金)、24日(金) 9月14日(金)、28日(金) 10時～12時	本庁舎 2階 市民相談室 / 市民生活課 ☎(21)2122
	9月20日(木) 10時～12時	大平隣保館 2階 相談室 / ☎(43)6611 ☎0120-46-7830
	8月20日(月) 10時～12時	藤岡公民館 1階 研修室 / 藤岡市民生活課 ☎(62)0905
	8月28日(火) 10時～12時	都賀総合支所 別館 2階 会議室 / 都賀市民生活課 ☎(29)1124
	9月25日(火) 10時～12時	西方総合支所 1階 会議室 / 西方市民生活課 ☎(92)0308
○法律相談（事前に要予約） ※栃木市社会福祉協議会主催	8月16日(木) 10時～12時	岩舟総合支所 1階 相談室 / 岩舟市民生活課 ☎(55)7763
	8月7日(火)、21日(火) 9時～12時	大平地域福祉センター ふるさとふれあい館 / 社会福祉協議会大平支所 ☎(43)0294
○宅地建物相談（事前に要予約） （土地・建物の売買や賃貸借、所有と管理に関する相談）	8月17日(金) 10時～12時	本庁舎 2階 市民相談室 / 市民生活課 ☎(21)2122
○市民相談 （日常生活の問題など）	月～金曜日 9時～17時	本庁舎 2階 市民相談室 / 市民生活課 ☎(21)2122
○消費生活相談（商品やサービスなど消費生活全般の相談）	月～金曜日 9時～16時	入舟庁舎 / 消費生活センター ☎(23)8899 FAX(23)8820
○合同相談 （行政相談・人権相談） ※移動県民相談も同時開設	8月14日(火)、28日(火) 10時～12時	本庁舎 2階 市民相談室 / 市民生活課 ☎(21)2122
	※9月20日(木) 10時～12時	大平総合支所 1階 相談室 / 大平市民生活課 ☎(43)9211
	8月8日(水) 10時～12時	藤岡公民館 1階 研修室 / 藤岡市民生活課 ☎(62)0905
	8月28日(火) 10時～12時	都賀総合支所 別館 2階 大会議室 / 都賀市民生活課 ☎(29)1124
	9月25日(火) 13時30分～15時30分 ※8月16日(木) 13時30分～15時30分	西方総合支所 1階 会議室 / 西方市民生活課 ☎(92)0308 岩舟総合支所 1階 相談室 / 岩舟市民生活課 ☎(55)7763
○人権相談	月～金曜日 8時30分～17時15分	大平隣保館 ☎(43)6611 ☎0120-46-7830 厚生センター ☎(24)2444 人権・男女共同参画課 ☎(21)2161
○いじめ相談電話	月～金曜日 9時～17時 ※土・日・祝日・時間外は留守番電話・FAX	本庁舎 / 青少年育成センター ☎(24)0667 FAX(21)2690
○青少年相談 （非行問題・不登校など）	月～金曜日 9時～17時	本庁舎 / 青少年育成センター ☎(23)6566 FAX(21)2690
○家庭児童相談（0～17歳の子どもとその家族）	月～金曜日 9時～16時	本庁舎 / 家庭児童相談室（子育て支援課内） ☎(21)2227
○ドメスティック・バイオレンス相談（配偶者等からの暴力）	月～金曜日 9時～16時	本庁舎 / 子育て支援課 ☎(21)2229
○障がい児者相談 （福祉サービスの利用・障がいを理由とする差別・合理的配慮及び虐待防止に関する相談）	月～金曜日 8時30分～17時15分	本庁舎 / 障がい児者相談支援センター（障がい福祉課内） ☎(21)2235、(21)2236、(21)2208 FAX(21)2682
○就労支援相談（事前に要予約） （40歳未満の就労相談）	第1・3月曜日13時～21時 第1・3土曜日17時～21時 （※祝日を除く） 第2・4月曜日13時～21時 第1・3土曜日13時～16時 （※祝日を除く）	栃木勤労青少年ホーム ☎(22)3113 大平勤労青少年ホーム ☎(43)5191

くらしの窓

徐々に暑さも増し、夏の長期休暇の旅行計画をたてている方も多い事でしょう。一方で、旅行契約をめぐるトラブルが少なからず発生しています。昨年も国内の「格安旅行会社」が倒産し、多くの消費者が被害に遭いました。万が一旅行会社が倒産した時に、前払いした消費者を保護するため、保証金制度の適用が受けられる場合があります。対象となるのは、旅行契約が「募集型企画旅行（パッケージツアー）」または「受注型企画旅行（社員旅行、修学旅行、オーダーメイド型ツアーなど）」の場合です。消費者は契約を解除し代金返還を要求することができます。

旅行の手配でトラブルに遭わないために

旅行予約サイトではいつでも手軽に予約ができますが、店舗と違い担当者から詳細な説明を受けられないため、思っていたものとは異なる予約内容になっていたり、思いがけなく高額な解約料を請求される場合があります。次の点を確認し、契約後にトラブルが起きないように、注意しましょう。

- 予約する際のチェックポイント**
- サイト運営事業者の名称、代表者、住所（国内・海外）
 - 旅行業協会加盟の有無
 - 契約条件、予約内容（日程・部屋タイプ等）
 - 支払代金・内訳・支払方法
 - 自分の氏名（スペリング）、メールアドレス
 - 内容変更・キャンセル等の払戻条件（手数料・解約料等）
 - 予約内容の確認できる画面の写し（スクリーンショット）を保管
- 予約確認メール等は旅行が終わるまで保存**
- 契約後に送付される予約確認メールは、大切な書面です。旅行サイトと消費者自身の間で、契約条件や予約内容に関する認識が食い違う場合もありますので、旅行が終わるまで大切に保存しましょう。
- 消費生活センター（入舟庁舎内） ☎(23)8899 / FAX(23)8820